

平成12年12月21日

フッ化物応用（水道水へのフッ化物添加）に関する見解

日本歯科医師会

日本歯科医師会は、平成11年11月1日の日本歯科医学会（医療環境問題検討委員会フッ化物検討部会）の「フッ化物応用についての総合的な見解」に関する答申にある、「国民の口腔保健向上のためのう蝕予防を目的としたフッ化物の応用を推奨する。」との、主旨を全面的に支持するものである。

WHOは水道水フッ化物添加について、加盟各国に対して「水道水フッ化物添加を検討し、実行可能な場合にはこれを導入すること、不可能な場合にはフッ化物の他の応用方法を検討すること」を趣旨とする勧告を行っている。

また、国際歯科連盟（FDI）において、水道水フッ化物添加については「う蝕の発生を安全かつ経済的に抑制する手段として、現状における最も有効な公衆衛生的施策であり、すべての関係当局にこれを推奨すべきこと」を決議している。

厚生省では、厚生科学研究のテーマとして、今年度より3年計画で、日本歯科医学会の答申を受ける形でフッ化物の全身・局所応用に関しての、より具体的な指針を得るべく、総合的研究を開始している。また、厚生省は、自治体からの、水道水フッ化物添加の技術支援要請に応じる旨回答している。

これらの状況を踏まえ、日本歯科医師会は、水道水フッ化物添加が、各種フッ化物応用の中で、有効性、安全性、至便性、経済性等に対する、公衆衛生的に優れた方法であると認識するが、水道水への添加という手段の性格上、これの実施は、最終的には、地方自治体の問題であり、その経過においては、地域の歯科医師会をはじめとする関連専門団体、地域住民との合意が前提であると考ええる。